

あなたの確定申告をサポートします ～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「寄附金控除（ふるさと納税等）」や「医療費控除」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、[国税庁ホームページ\(www.nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)に「[確定申告特集ページ](#)」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- ・ [寄附金控除（ふるさと納税等）の還付申告](#)
- ・ [医療費控除の還付申告](#)

また、確定申告についての[重要なお知らせ](#)を掲載しています。

例えば、

- ① 平成 31 年 1 月から確定申告書等作成コーナーが変わります。トップ画面などのデザイン変更に加え、スマートフォンによる申告が可能になるなど、e-Tax が更に便利にご利用いただけるようになりました。
- ② 平成 28 年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります（e-Tax で提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。）。

といった重要なお知らせを掲載しています。

このほか、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

平成30年分 確定申告に関する情報の総合窓口

確定申告特集

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

重要なお知らせ

確定申告書等作成コーナーが変わりました >

- ・ スマートフォンからの申告が便利になりました
- ・ e-Tax が更に便利になりました (e-Tax 事前準備のご案内)
- ・ トップページなどのデザインが変わりました

申告手続には >

マイナンバーの記載と
本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

e-Tax なら本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です

確定申告に関する情報を見る

確定申告情報 >

申告書の作成・提出等様々な情報のご案内

ふるさと納税をされた方へ >

「ワンストップ特例」を適用された方はご注意ください。

動画で見る確定申告 >

確定申告に関する動画がご覧いただけます。

申告書を作成する

確定申告書等作成コーナー

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額など自動計算され、申告書等を作成することができます。

> 国税庁トップページ > ご意見・ご要望 > 確定申告リンク集 > リンク設定 > サイトマップ

Copyright © 2018 NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved. 国税庁

■ 申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- 平成31年1月から「確定申告書等作成コーナー」が変わり、より便利な「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の選択が可能になりました。
- 年末調整済みの給与所得者（1ヶ所からの支払のみ）で、医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税等）を適用して還付申告を行う方がご利用いただける、スマートフォン専用画面が利用できます。
- 24時間いつでも使えます。
- 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。
- 作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。

**ネットが便利
申告・納税** 

- ① ネットで申告
- ② 添付書類の提出省略
（書類の提出又は提示を求められることがあります。）
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 確定申告期間中は24時間受付
（メンテナンス時間を除きます。）

※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。
詳しくは、e-Tax ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)
をご覧ください。



パソコンでもスマホでも 確定申告書が送信可能へ

ID・パスワード方式！

用意するものは、次の2つ！

（ID・パスワード方式に対応した）

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）



IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- 一度発行すれば翌年以降の手続きは不要です。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
- マイナンバーカードを利用するマイナンバーカード方式による申告もできます。
- ID・パスワード方式は暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

スマホ×確定申告 スマート申告始めます



■ そのほかにもできること、いろいろ

- 確定申告書の用紙をダウンロードする。
- 確定申告の手引きをダウンロードする。
- 税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。
- 税務署の所在地等を調べる。

■ 動画で分かりやすく解説

インターネット番組（Web-TAX-TV）では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。



県税からのお知らせ

○納税証明の申請には請求者本人を確認できる運転免許証等が必要です。

「県税納税証明書（県税に関する証明書）」を県税窓口で請求される場合は、なりすましやその他不正な手段による請求を防止するため、窓口に来所された方の本人確認を実施しています。（本人確認のため運転免許証等をご持参ください。）

※ 代理人の場合は、代理人の本人確認並びに委任状又は請求書委任欄に納税者記名・押印が必要です。

※ 納付（納入）税額証明書や滞納なし証明書などの交付請求の際に実施します。
（自動車の継続検査・構造等変更検査用納税証明書については、実施しません。）

交付請求書の様式や、来所された方の本人確認の方法の詳細については、県ホームページ等をご覧ください。

※なお、郵送で請求される場合は、事前に県税事務所にお問い合わせください。



○法人の申告はエルタックスで。

地方税の電子申告 *eL T A X* を利用してみませんか？

eL T A X（エルタックスと読みます。）とは、インターネットによる地方税に関する総合窓口システムで、一般社団法人地方税電子化協議会が運営しています。

法人の皆さんは、このシステムにより、確定申告書、予定申告書、設立届や異動届を提出することができます。（利用時間：月曜～金曜日の8時30分から24時）

（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

なお、*eL T A X* をご利用いただくには利用届出が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

[エルタックスについてのお問い合わせ先]

- ・ *eL T A X* ホームページ <http://www.eltax.jp/>
- ・ ヘルプデスク 電話 0570-081459

※ 受付時間：月～金 9時～17時

（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

エルタックスを
ご利用ください。



お問い合わせ先 北部県税事務所 電話（代表）：（0824）63-5181

納税証明書交付請求書、法人の設立届・異動届様式や納付書などを広島県ホームページ（県税のページ）からダウンロードできます。ぜひご利用ください。

県税のページアドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/>

事業主(給与支払者)の皆さまへ
広島県と県内全 23 市町からの重要なお知らせです。

2020 年度から個人住民税が 原則 すべて 特別徴収となります。

広島県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等を確保し、納税忘れなどを防ぐため、全 23 市町で 2020 年度から、従業員の方の個人住民税は原則すべて特別徴収となります。事業主の皆さまによる特別徴収は法律上の義務ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは？



事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、**法律で義務づけられています(地方税法第 321 条の 4 及び各市町条例)。**



事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収**していただく必要があります。
(従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。)

**特別徴収は
法律上の
義務です。**

現在、給与から特別徴収されている方は、これまでの取り扱いから変更はありません。

特別徴収 Q & A



どのような場合に
特別徴収しなければなりませんか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の 4 月 1 日において給与の支払いを受けている場合、**事業主は原則として特別徴収しなければなりません。**



従業員から普通徴収で納めたい
と言われるが・・・

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法令により、特別徴収しなければならないことになっています。したがって、**従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。**



特別徴収にするメリットはあるのですか？

事業主

個人住民税の税額計算を市町が行うので、通知された税額を納めていただくだけです。所得税のように事業主が**税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。**

従業員が常時 10 人未満の事業所には、市町に申請することにより年 12 回の納期を**年 2 回とする制度**があります。

従業員

金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。また、特別徴収は納期が年 12 回なので、**普通徴収に比べて 1 回あたりの納税額が少なくすみます。**

広島県・県内全 23 市町

償却資産(固定資産税)の申告を受け付けています

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される税金です。償却資産は、資産の所在する市町村に申告していただくことになっており、その申告をもとに、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

◆償却資産とは

会社、工場、商店、農業、また、駐車場やアパートの貸し付けなど事業を行っている方が、その事業のために用いる構築物、機械、器具・備品などの事業用資産を償却資産といいます。

◆申告の時期や内容

対象の償却資産をお持ちの方は、1月1日現在で所有している償却資産の状況（資産の種類、取得価格、取得時期、耐用年数など）を毎年1月31日までに申告していただくことになっています。

前年までに申告した資産に変更がない場合や廃業した場合も申告が必要です。

また、取得価格、取得時期、耐用年数に基づき計算した結果が償却資産の免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）と思われる場合でも申告が必要です。

今年度は、1月31日（木）までに申告してください。

◆太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の対象となる場合があります。

発電出力が10kW以上の設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電する場合は、事業用資産として、償却資産の申告が必要です。

ただし、事業を営む方がその事業のために設置した場合は、発電出力にかかわらず償却資産として申告が必要です。

【申告・問い合わせ先】

庄原市役所 総務部税務課資産税係 ☎（0824）73-1144

償却資産申告の手引き、申告書の様式が庄原市ホームページからダウンロードできます。アドレス：<http://www.city.shobara.hiroshima.jp>



企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

広島支社／
広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)
TEL 082-241-8191

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！

これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail : sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

竹内光義 (副会長・広報総括)
塩本誠二 (広報副委員長)
迫田英伸 (広報委員)
井田由也 (広報委員)

石川芳秀 (広報委員長)
藤谷善久 (広報委員)
長谷部泰士 (広報委員)
定丸義輝 (事務局長)

サービス
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様 **月1件のご相談まで無料**で
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。※
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3～24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら



本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。